

Webex Callingサービス利用規約【現改比較表】 2024年9月30日現在

～2024年9月29日

2024年9月30日～

総則

第1条～第5条（略）

総則

第1条～第5条（略）

<p>契約</p> <p>第6条 申込みと承諾</p> <p>本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むもの とします。</p> <p>当社は、本サービスに係る契約の申込みがあったときは、当社からの通知をもって受け付けた 順序に従って承諾とし、その承諾の時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下 「本契約」といいます。</p> <p>2 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当 社が判断したとき</u></p>	<p>契約</p> <p>第6条 申込みと承諾</p> <p>本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むもの とします。</p> <p>当社は、本サービスに係る契約の申込みがあったときは、当社からの通知をもって受け付けた 順序に従って承諾とし、その承諾の時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下 「本契約」といいます。</p> <p>2 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 本サービスに係る契約を申込み際に、本サービスと同時にIP通信網サービス契約約款 別 冊 (シェアードIP-PBXサービス) に定める第6種シェアードIP-PBXサービス カテ ゴリー3のタイプ8 (以下、「IP Voice (Webex Calling) 」) といいますが、申し込みがないと き、または本サービスの申込者に係るIP Voice (Webex Calling) の契約が存在していることを 当社が確認できないとき</u></p> <p><u>(10) 本サービスで申し込むライセンス数量 (ワークスペースとプロフェッショナルの合計数 量) が本サービスと同時に申し込まれた IP Voice (Webex Calling) 、又は本サービスの申込 に係るIP Voice (Webex Calling) の契約に係るID数量を超えるとき</u></p> <p><u>(11) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当 社が判断したとき</u></p>
--	--

<p>3 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第0項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用および第2号乃至第5号に基づく承諾の取り消しの場合は次条に定める違約金を負担するものとし、</p> <p>4 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。</p>	<p>3 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第1項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用および第2号乃至第5号に基づく承諾の取り消しの場合は次条に定める違約金を負担するものとし、</p> <p>4 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。</p>
<p>第7条～第9条 略</p>	<p>第7条～第9条 略</p>
<p>第10条 契約者が行う本契約の解約</p> <p>契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。</p>	<p>第10条 契約者が行う本契約の解約</p> <p>契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。この場合、解約しようとする本契約に係るIP Voice (Webex Calling) の契約は、IP通信網サービス契約約款 別冊 (シェアードIP-PBXサービス) に定める方法により、別途、解除の手続きが必要となります。</p>
<p>第11条 略</p>	<p>第11条 略</p>
<p>利用中止等</p> <p>第12条</p> <p>第1項 略</p> <p>3 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。</p>	<p>利用中止等</p> <p>第12条</p> <p>第1項 略</p> <p>2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。</p>

<p>第13条 利用停止</p> <p>当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときまたは支払われな いことが合理的に見込まれるとき。</p> <p><u>(2) 本規約もしくはCisco Webexサービス利用規約に反する行為を行ったとき。</u></p> <p>2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用 停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合は、 この限りではありません。</p>	<p>第13条 利用停止</p> <p>当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときまたは支払われな いことが合理的に見込まれるとき。</p> <p><u>(2) 本サービスに係るIP Voice (Webex Calling) の契約の存在を確認できなくなったとき、ま たは、本サービスにて契約するライセンス数量 (ワークスペースとプロフェッショナルの合計 数量) が、IP Voice (Webex Calling) の契約に係るID数量を超えた状態でサービスを利用して いることを当社が把握したとき。</u></p> <p><u>(3) 本規約もしくはCisco Webexサービス利用規約に反する行為を行ったとき。</u></p> <p>2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用 停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合は、この 限りではありません。</p>
<p>第14条 略</p>	<p>第14条 略</p>
<p>第15条～第34条 略</p>	<p>第15条～第34条 略</p>
<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～16 略</p>	<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～16 略</p>
<p>第1表 月額料金 略</p>	<p>第1表 月額料金 略</p>

第2表 工事に関する費用

1.～3. 略

第2表 工事に関する費用

1.～3. 略

附則（令和6年9月24日 C A S 1 サ第000400005320号）

（実施期日）

この改正規定は、令和6年9月30日から実施します。